

行橋市談合情報対応要領

(目的)

第1条 工事等の入札の適正を期するため、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、市工事請負業者選考委員会を公正入札調査委員会とし、次の事項に従って調査等にあたるものとする。

(情報の確認、調書の作成)

第2条 入札に付そうとする工事等について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会の事務局へ報告するものとする。

(報告)

第3条 事務局は、第2条により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、委員会に提出すること。なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、提出すること。

(委員会の審議)

第4条 委員会は、第3条により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第7条以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

(公正取引委員会等への通報)

第5条 委員会の審議を踏まえて第7条以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会及び警察（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報すること。

(報道機関との対応)

第6条 談合情報を委員会が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、事務局が対応すること。また、談合情報については、公正取引委員会等へ通報している旨を明らかにすること。

(具体的な対応)

第7条 談合情報があった場合には、原則として、次の手順に従い対応すること。なお、個別の手続きごとの詳細は、第8条の手順に従うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会等への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ通報すること。

(2) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前に行うか、

入札開始時刻又は入札日を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会等へ通報すること。

(4) 談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合には、全ての入札参加者から談合を行っていない旨の誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかとなった場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

イ この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。なお、工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

エ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。

オ 入札終了後に、入札結果表の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

カ 入札結果が談合情報と一致した場合、落札者から再度事情聴取を行い、聴取結果については、事情聴取書を作成し、談合を行っていない旨の誓約書を再度提出させること。また、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、入札参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関連に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを委員会の審議に基づき判断すること。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

ア 公正取引委員会等への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ通報し、併せて入札結果表の写しを送付すること。

イ 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正引委員会等へ送付すること。

ウ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会等へ通報すること。

エ 談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札結果表の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

ア 公正取引委員会等への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ通報し、併せて入札結果表の写しを送付すること。

イ 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付すること。なお、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会等へ通報すること。

(個別手続の手順等)

第8条 第7条に定める手続中、次の各事項については、それぞれに定めるところに留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会等への通報・送付

(1) 公正取引委員会等への通報・送付は、市長名において行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局九州事務所第一審査課である。

(3) 警察の窓口は、警察本部においては捜査二課、警察署においては刑事課知能犯担当係である。

(4) 公正取引委員会等への通報・送付は、別記様式第2を使用すること。なお、通報・送付の内容について公正取引委員会等から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内で的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(5) 公正取引委員会等へ送付すべき必要書類とは、別表1のとおりである。なお、別表1に示す書類以外にも必要があると認められるものは、送付すること。

(6) 公正取引委員会等へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果表の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了

後にまとめて送付することができること。

3 事情聴取等の方法等

- (1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、一者ずつ面談室等へ呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別記様式第3その1により事情聴取書を作成すること。

なお、入札結果が談合情報と一致した場合に行う事情聴取の結果については、別記様式第3その2により、事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙1その1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。なお、入札結果が談合情報と一致した場合に提出させる誓約書については、別紙1その2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合事実が明らかとなった場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

5 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を提出した後、積算担当者が、工事内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

別表 1

入札執行前後 の区分	手 続 き の 各 段 階		必 要 書 類	
入札執行前	談合情報を把握した場合		談合情報報告書	
	事情聴取を行った後		事情聴取書	
	談合の事実が認められる証拠を得られない場合		誓約書	
	入札終了後		入札結果表	
	入札結果が談合情報と一致した場合		事情聴取書 誓約書	
入札執行後	契約締結前	談合情報を把握した場合		談合情報報告書 入札結果表
		事情聴取を行った後		事情聴取書
		談合の事実が認められる証拠を得られない場合		誓約書
	契約締結後	談合情報を把握した場合		談合情報報告書 入札結果表
		事情聴取を行った後		事情聴取書

別記様式第1

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等 連絡先 (住所 TEL)
受 信 者	(所属・職氏名)
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	落札予定業者名
	談合に関与した業者名
	談合が行われた日時
	談合が行われた場所
	談合の方法
	落札予定金額
	情報の入手方法
	その他
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

別記様式第2

番 号

日 付

公正取引委員会

事務総局九州事務所長

殿

警 察 本 部 長

行橋市長

談合情報に関連する資料の送付について

本市の〇〇〇〇工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

(事項)

- 1 談合情報報告書 (写)
- 2 事情聴取書 (写)
- 3 誓約書 (写)
- 4 入札結果表 (写)
- 5 入札に関する連絡 (無効・延期・取消し)
- 6 契約に関する連絡 (解除)

(契約締結後、契約を解除した場合)

(該当するものにマルをすること。)

別記様式第3その1

事 情 聴 取 書

工 事 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
日 時 ・ 場 所	
質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どの様な内容の打合わせ、または話合いでしたか。	

別記様式第3その2

事 情 聴 取 書

工 事 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事 情 聴 取 者	
日 時 ・ 場 所	
質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報があり、その情報どおりに貴社が落札されたので、改めて、そのような事実があったか否かについて尋ねます。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いを本当に行っていないのか、再度お尋ねします。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。	

別紙1その1

誓 約 書

年 月 日

行橋市長 殿

会社名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

別紙1 その2

誓 約 書

年 月 日

行橋市長 殿

会社名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、今後、当該工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為が明らかになった場合には、契約解除がなされても異議はありません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

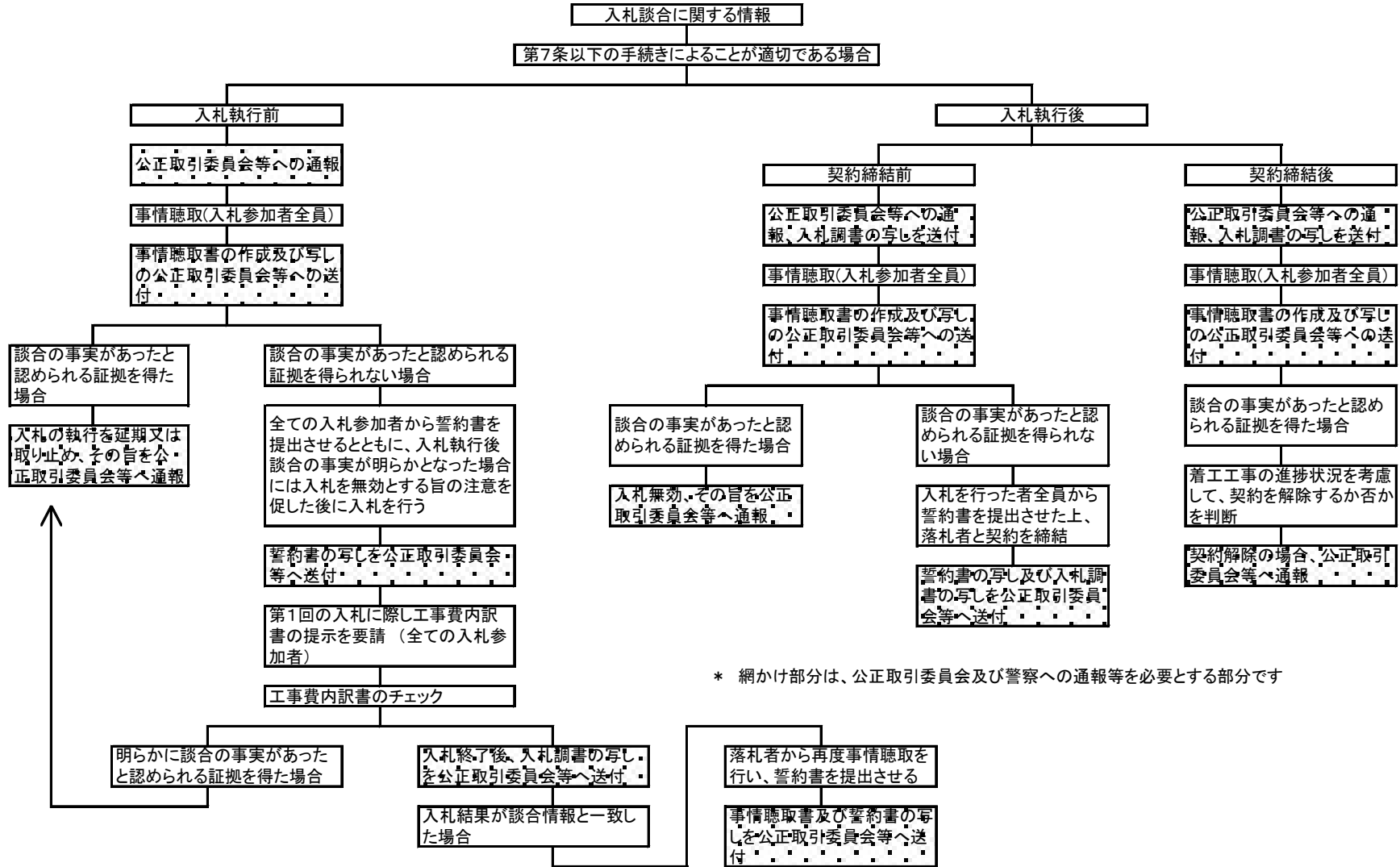
別紙2

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、関係者全員の事情聴取を行った結果、談合の事実を全業者とも否定しており、談合の事実を確認することができませんのでこれより入札を執行しますが、誓約書・宣誓書及び入札心得を遵守し、厳正に入札を行ってください。
- 2 入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合は、この入札は無効とします。
また、契約後といえども談合の事実が明らかと認められた場合は、契約解除を行うこともあります。

(参考)

談合情報対応要領 フローチャート



* 網かけ部分は、公正取引委員会及び警察への通報等を必要とする部分です